

ネーミングライツに関する基本的な考え方

令和元年（2019年）11月 中野区

区有施設や区の事業の魅力を高めるとともに、新たな財源を確保し、区民サービスの向上や地域活性化を図ることを目的として、ネーミングライツ（命名権）に関する基本的な考え方を以下のとおり定める。

対象施設や事業の公共性に鑑み、社会的な信頼性及び事業推進の公平性の確保に留意しつつ、官民連携の手法の一つであるネーミングライツの付与を推進していく。

1 ネーミングライツの内容

- 中野区（以下、「区」という。）とネーミングライツパートナー（以下、「パートナー」という。）との契約により、区有施設や区の事業の愛称命名権をパートナーに付与し、パートナーから対価（以下、「ネーミングライツ料」という。）を得る。
- 区は、ネーミングライツの付与により命名された愛称を積極的に使用する。ただし、区の条例等で定める施設名称を変更するものではない。

2 ネーミングライツ付与の対象

区有施設（文化施設、スポーツ施設、公園等）及び区が実施する事業（イベント、講座等）を対象とする。ただし、区役所庁舎や学校のほか、設置や運営の目的等により愛称を付すことが適当でない施設や事業は対象外とする。

3 ネーミングライツ付与の手続き

パートナーの募集	対象施設又は事業ごとに公募を行う。応募資格等必要な事項は、募集要項等で定める。
審査・選定	応募者のうちパートナーとして最も適切な者（以下、「優先交渉権者」という。）を審査・選定する。
契約の締結	優先交渉権者との最終調整を経て、パートナーを決定する。パートナーと区は、ネーミングライツに関する契約を締結する。
愛称の使用開始	区は、対象施設又は事業の愛称、パートナーの事業者名、契約期間、ネーミングライツ料等を公表する。パートナーは、区と協議のうえ、愛称の普及浸透に努めることとする。

4 パートナーの選定方法

公募案件ごとに選定委員会を設置し、応募者が提案する愛称名、契約期間、ネーミングライツ料、応募者の経営状況等を総合的に審査する。

5 ネーミングライツ付与の期間

(1) 区有施設

区が指定するときから原則として5年以上の中長期とし、施設の特性等に応じて決定する。ただし、指定管理者制度の導入施設は、指定期間を考慮し適切な期間を設定する。

パートナーは、付与期間終了後のネーミングライツの付与について優先的に交渉できるものとする。

(2) 区が実施する事業

区が指定するときから当該事業が終了するときまでとする。

6 愛称の条件

- 事業者名、ブランド名、商品名等を冠することができる。
- 対象施設又は事業のイメージを損なわず、区民や利用者にとって親しみやすく、分かりやすく、呼びやすいものとする。
- 第三者の権利を侵害するものや中野区広告掲載等取扱要綱（2019年中野区要綱第55号）第4条第1項の規定に該当するものは使用できない。
- 原則として、契約期間内の愛称変更はできない。
- 区は、施設や事業の性質等に鑑み、募集要項等で一定の条件を付すことができる。

7 ネーミングライツ付与に伴う費用負担

	区	パートナー
ネーミングライツ料（※）		○
看板の新設、変更及び契約終了時（解除含む）の原状回復		○
愛称又は愛称表示による第三者への損害に伴う負担		○
契約締結後に区が作成する印刷物や区ホームページの表示変更	○	

※ 区は、パートナーの募集に当たって、対象施設又は事業ごとにネーミングライツ料の目安となる額（希望価格）を決定する。区は、ネーミングライツ料を、対象施設又は事業のサービス向上の財源（維持・管理費等）とする。

8 契約の解除

パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設又は事業のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、区は契約を解除できるものとする。その場合における原状回復に必要な費用はパートナーの負担とする。また、契約の解除に伴い、パートナーに損害が発生した場合であっても、区はその責任を負わないものとする。

9 今後の予定

各施設又は事業へのネーミングライツ付与に当たっては、各所管課において、原則として、この考え方を基に手続きを進めることとする。